平成２２年（フ）第２１５号
北海道釧路市昭和中央６丁目18番２号、破産手続開始時の住所北海道帯広市西21条南３丁目９番地23
破産者　香川　達也
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
北海道北見市幸町４丁目６番１―102号
破産者　下斗米一訓
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
青森市桜川４丁目12番３号　川村方
破産者　二本柳英雄
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
青森県八戸市長苗代２丁目２番９号
破産者　高宮　尚人
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
盛岡市永井10地割210番地12、破産手続開始決定時の住所盛岡市小鳥沢１丁目26番３号
破産者　阿部　　憲
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２５号
岩手県一関市字沢44番地　レジデンス七ツ沢Ｄ201、前住所岩手県一関市真柴字中田34番地16
破産者　大山　昌宏
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２４号
福島県郡山市島２丁目34番８号セジュールアツシ203号
破産者　佐久間千恵子
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１５６３号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目27番10号　石井ハイツ301
破産者　桐　　大雅
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６号
富山県高岡市守護町１丁目12番32号
破産者　梶　　則一
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第５０号
富山県高岡市角三島42番地１、住民票上の住所富山県高岡市江尻726番地10
破産者　髙倉組こと　髙倉由喜夫
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２３号
兵庫県篠山市郡家829番地
破産者　小杉　正春
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
兵庫県加東市曽我365番地
破産者　古丸　　勇
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第８５５号
埼玉県ふじみ野市北野２丁目４番12号、開始決定時の住所埼玉県ふじみ野市福岡中央２丁目１番12号　第一中央マンション３―Ａ
破産者　秋野　　宏
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８５７号
埼玉県ふじみ野市南台１丁目７番20号　グリーンコーポ203
破産者　荒井　佑介
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８６５号
埼玉県坂戸市浅羽野１丁目３番地32　コーポ野口104号室
破産者　白石正樹こと　金　　正樹
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８７２号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保108番地５　江原第１コーポレーション203号
破産者　大熊　敏實
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８７３号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保108番地５　江原第１コーポレーション203号
破産者　大熊　利恵
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８７４号
埼玉県川越市寿町１丁目279番地18
破産者　岸　　真弓
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３号
埼玉県所沢市大字北秋津275番地の10
破産者　矢内　紀子
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成１７年（フ）第１１９７号
千葉県千葉市中央区村田町893番地135
破産者　川島四郎こと　金　　泳春
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係